

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都港区

2 構造改革特別区域の名称

国際人育成を目指す教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

港区の全域

4 構造改革特別区域の特性

港区は、先進国で一番大きな都市圏を持った東京の都心として、歴史的にも、また、都市活動においても発展してきました。

港区内には陸・海・空の数多くの交通網が通じています。区内のほとんどの地域が地下鉄駅への10分歩行圏内であることに加え、新幹線・品川駅により各地域が直接に全国と結ばれています。また、東京港は国際物流の要となっています。そして羽田空港へはモノレールや鉄道等で結ばれ、成田空港にもつながっています。

このような立地から港区は他に類を見ない国際的な都市となっています。外国人登録者数は18,000人を超え、区立学校に在籍する外国人の児童・生徒数はおよそ180人となっています。区内には68の大使館があり、また、国際的にも屈指のビジネスセンターとなっています。港区は、世界の最先端の動きに接している都市であると同時に、幅広い国籍にわたる多くの外国人居住等に象徴される国際文化豊かな魅力あふれる都市です。これらのことから港区は国際的な感覚やコミュニケーションを必要とする環境にあると言えます。

現在、港区では、国際都市港区にふさわしい国際理解教育を推進するた

め、区立の小・中学校全校へ NT（ネイティブ・ティーチャー：外国人英語指導者）を派遣しています。これは、英語でコミュニケーションする体験を小学校段階から取り入れて、国際的な視野で考え、行動し、異文化を理解できる日本人の育成を目的に行っているものです。

一方、外国人や帰国児童・生徒も区立小・中学校に多数在籍しており、小学校1校に日本語学級を設置しているほか、学校生活に適応するために日本語指導を必要とする子どもを対象に日本語適応指導者派遣事業を行っています。

このように、国際理解教育を推進している港区においては、英語によるコミュニケーション能力を育成するだけでなく、様々な国や地域の子どもが学校生活の中で、それぞれの生活習慣や文化、考え方の違い等を学ぶことにより、国際的な感覚を身に付けることができる機会があるという大きな特性があります。

5 構造改革特別区域計画の意義

日本は世界の国や地域との結び付きがますます強くなっており、様々な分野で国際的な活動をしているばかりでなく、国際社会との関わりは日常的な生活の中にまで及んできています。

港区には東京にある大使館の半数近くがあるほか、多くの外資系企業が立地しており、外国人が住民の約1割を占めています。

港区では、都市の多様性や文化の違いを認めつつ、港区特有の文化や街、さらには人々を大切にしていくことを方針として掲げています。

このような状況の中、これからの社会にあっては、日本人としての自覚のうえに、国際コミュニケーション能力と国際的な感覚を身に付けた国際人の育成が必要であり、そのためには、現在世界の共通語となっている英語を活用する実践的能力を身に付けることが重要です。

また、真の国際人となるには、これに加えて、自国の文化とともに、異なる生活習慣や文化を理解し、世界の人々と共生できる資質を合わせ持つことも必要です。

港区では平成12年度から区立小・中学校全校に NT を派遣し、小学校においては、1年から6年までの一貫性のあるカリキュラムに基づいて英語活動を行っています。

しかしながら、この外国人英語指導者派遣事業は、国際理解教育の体験的学びの場として英語に慣れ親しむことを目的としたもので、NT の派遣も年間 8 時間程度であり、国際人を育成するには十分とはいえないのが現状です。

そこで、小学校の教育課程に「国際科」を位置付け、英語を活用する実践的能力を養い、国際コミュニケーションの基礎を培うとともに、国際理解を深め、国際人としての資質を育成します。

なお、授業は学級担任と NT のティーム・ティーチングで行います。NT については、英語を母語としていること、子どもたちが外国語としての英語を学ぶ存在であることを理解し、適切に指導できる能力と技術、すなわち教師としての資質が求められます。

中学校においては、小学校での英語教育に連動したより高い目標設定による英語科の内容の充実及び授業時数の拡大を行います。拡大する時間では英会話やスピーチ、討論などを行うことにより、自分の先入観や価値観だけで相手を判断せず、国によって感覚の異なる相手の立場を理解したうえで情報や意思を伝え合う能力を育成します。

こうした教育を円滑に進めるために、小学校 6 年間、中学校 3 年間の 9 年間を見通した小・中一貫の英語カリキュラムを策定します。

なお、他地域からの転校生については、補習等を行うことにより「国際科」の学習に対して戸惑うことのないよう支援していきます。

世界の共通語としての英語を学ぶにあたっては、日本語の活用能力、すなわち国語力が十分身に付いていることが前提となります。

そのため、国語を中心とし、他の教科とも関連させながら、様々な指導形態や発表形式、討論形式の導入などの工夫により、表現力や理解力などの国語力が身に付くよう授業改善を進めます。

また、国語力を育成するうえで読書の重要性が指摘されていることから、ブックスタート事業を開始するとともに、乳幼児期からの読み聞かせ活動や学校における朝の読書活動をさらに充実し、全校に配置しているリーディングアドバイザーリースタッフ^(注)を一層活用します。さらに学校図書館の蔵書を大幅に拡充するなど、「本に手を伸ばす子ども」の育成を推進します。

(注) 学校図書館の環境整備の充実とともに、児童・生徒の読書活動を推進するため、各学校に配置されている者です。

外国人や帰国児童・生徒については、日本語学級の設置のほか日本語適応指導者派遣事業を行っていますが、これらの対応だけでは日本語で行われる授業についていくのは困難な状況です。外国人や帰国児童・生徒が学校生活に溶け込むとともに、日本で生活し、社会の中で共生していくうえで、日本語の習得等が必要となります。

このため、外国人や帰国児童・生徒が日本語を習得し日本文化を理解することにより、日本社会に適応するとともに、それぞれの個性を伸ばす教育を一層推進していきます。

これらの施策を展開することにより、国際都市港区にふさわしい国際人の育成を目指します。

6 構造改革特別区域計画の目標

港区では国際社会に対応する教育として、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会にあって社会の変化に対応して活躍する能力と態度の育成を推進しています。

この中で、自分の能力を発揮し、他者との違いを認め、尊重することのできる態度を育むために、我が国の文化や伝統を理解し、日本人としての誇りをもつ一方で、異なる文化に触れ、自国文化との違いを認め、尊重する態度を培う教育の推進や、小学校段階から英語を中心とした外国語による会話や外国人と触れ合う学習活動の推進、日本語への適応が十分でない帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるように一人ひとりの個性や能力を生かす教育に務めることなどを挙げています。

港区立小・中学校全校では既に国際理解教育の一環として英語活動を実施しています。この基盤を生かして、小学校の教育課程に「国際科」を新設し、英語を活用する実践的能力を養い、国際コミュニケーションの基礎を培うとともに、国際理解を深めます。

中学校の英語教育については、小学校において実施される英語教育と連携を持たせ、より有用なものにするため、小・中一貫の英語カリキュラムを作成し、充実します。このことにより、英語によるコミュニケーション

能力の育成を図ります。

また、港区には多数の外国人が居住し、多数の大使館や外資系企業が立地しています。区立小・中学校には多くの外国人や帰国児童・生徒が在籍しています。このような地域特性を生かすことで、単なる英語によるコミュニケーション能力の育成だけでなく、様々な国や地域の子どもが学校生活や地域の中で、それぞれの生活習慣や文化、考え方の違いなどを学びあうことができます。

これらにより、国際精神と国際コミュニケーション能力を備えた世界の中で活躍できる真の国際人を育成することを目標とします。

外国人や帰国児童・生徒については、現在実施している日本語及び日本文化についての理解を深めるとともに個性を伸ばす教育をさらに充実します。そして、中学校卒業段階で様々な選択肢が持てる外国人や帰国児童・生徒を育成することを目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

小学校から英語教育を導入し、継続的にネイティブ・スピーカーの発音を聴いたり、英語を話したりすることは、国際コミュニケーション能力を築くうえでの大きな一歩となります。

その上、小・中一貫英語カリキュラムをもとに充実した中学校の英語教育を実施することにより、国際コミュニケーション能力を一層高めることができます。英会話に自信がつくことにより、積極的な姿勢が生まれ、自己表現能力の向上につながります。

さらに、学校において様々な国や地域の子どもたちが生活することや、大使館や企業など地域の資源や人材を活用した教育活動を行うことで、さまざまな生活習慣や文化を学ぶことができます。これにより単にコミュニケーション能力を身に付けるだけでなく、国際感覚や国際理解力を備えた世界で活躍できる人材が育成されます。

また、外国人や帰国児童・生徒が日本語を習得し、日本文化を理解できるよう教育を支援することにより、子どもたちの間に多面的なコミュニケーションや異文化交流が形成されることとなります。

これをもとに多くの人々による新たなコミュニケーションや文化が誕生

し、さらに国際都市港区が活性化し、魅力を高めていくことができます。

8 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 「港区における英語教育推進委員会」の開催

港区では、小・中学校における英語教育の円滑な導入を図るため、平成 16 年度より学識経験者等で構成する「港区における英語教育推進委員会」を設置し、指導指針や指導方法、教科書や教材、評価方法や評価基準、小・中一貫英語カリキュラムに関する事など、国際人育成のための小・中一貫英語教育について幅広く検討を進めています。この委員会を中心に港区における英語教育の推進を図ります。

(2) 小学校に常駐する NT を配置

小学校における英語指導のための NT を各校に 1 名ずつ配置します。また、子どもたちが授業以外にも学校生活全体の中で自然に英語に触れる機会を持ち、異文化理解やコミュニケーション能力が育成されるよう、NT は学校に常駐します。

(3) 英語指導に関する教員対象の研修の実施

教員の英語指導力向上のため、小学校教員を対象にした教員養成プログラムを開発し、研修を行います。また、NT による校内研修会や学校連絡会などを実施することにより、英語力向上やチーム・ティーチングの技術向上、情報交換を図ります。

(4) 指導指針及び教科書、教材の作成

小学校における英語教育を推進するにあたって、独自の指導指針を作成し、これに基づき、港区の地域特性を生かした独自の教科書及び教材を作成し、授業で活用します。

(5) 英語教育アドバイザーによる指導助言

英語教育推進にあたって、各学校の指導内容の調整や課題を整理し、

円滑に事業が実施されるよう指導助言する英語教育アドバイザーを設置します。

(6) 小・中学生海外派遣事業

異文化理解を深めるとともに、自国の文化を伝達し、国際交流を推進するため、実践的な国際理解教育の一環として、小・中学校の児童・生徒を海外に派遣します。

(7) 外国人、帰国児童・生徒への教育支援

外国人や帰国児童・生徒への教育を支援するため、日本語の教科書を作成するなど、日本語及び日本文化についての理解を深めるとともに個性を伸ばす教育を一層推進します。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の区立小・中学校全校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体 港区

(2) 事業が行われる区域 港区立小・中学校全校

(3) 事業の実施期間

平成 18 年 4 月から実施します。なお、実施後 3 年間本事業を評価検証し、必要に応じ見直しを図ります。

(4) 事業により実現される行為

小学校全学年に「国際科」を新設し、学級担任と NT のチーム・ティーチングにより授業を実施します。

中学校全学年の英語科の授業時数を拡充します。

小・中一貫英語カリキュラムを策定します。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間等

平成 18 年度を初年度として実施します。なお、実施後 3 年間本事業

を評価検証し、必要に応じ見直しを図ります。

(2) 教育課程の基準によらない部分

【小学校】

全学年に「国際科」を設置します。

第1学年は「生活科」を原則として34時間削減し、その34時間に新たな34時間を加え、「国際科」の時間を68時間設けます。

第2学年は「生活科」を原則として35時間削減し、その35時間に新たな35時間を加え、「国際科」の時間を70時間設けます。

第3学年以上は「総合的な学習の時間」を35時間削減し、その35時間に新たな35時間を加え、「国際科」を70時間設けます。

小学校における特例措置による教育課程編成の標準時数

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	国際科				
第1学年	272		114		68	68	68		90	68	34	34		816
第2学年	280		155		70	70	70		90	70	35	35		875
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	70	35	35	70	945
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	70	35	35	70	980
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	70	35	35	75	980
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	70	35	35	75	980

(各学年の目標)

	目 標	英語の学習項目	国際理解の学習項目
第1学年	<ul style="list-style-type: none"> 初めての外国語に親しみ、慣れる。 外国人や外国の文化に違和感なく接する。 	簡単な挨拶、家族、食物、果物、文房具、天気、曜日、色、数、動物、七夕、クリスマス、童話、歌	外国のジャンケン、世界の遊び、曜日のいわれ、外国の歌、外国の童謡、七夕、クリスマス、国際交流
第2学年	<ul style="list-style-type: none"> 英語の音声に慣れ、英語を使って人と交わる。 外国人や外国の文化に慣れ、親しむ。 	自己紹介、気持ち、体、野菜、菓子、植物、季節、方角、月、数、序数、誕生日、ハロウィーン、童話、歌	外国からきた食物、外国人の好きな日本の食物、南半球と北半球の季節の違い、四季のない国々など
第3学年	<ul style="list-style-type: none"> 聞き・話すことに慣れ、実際にコミュニケーションをする。 広く世界に目を向け、外国人や外国の文化を理解し、尊重する。 	友人紹介、一日の生活、衣服、趣味、昆虫、スポーツ、買物、外食、数、正月、童話、歌	身近なカタカナ外国語、世界の言葉で挨拶、各国のマナー、外国人のレジャー、外国の正月、外国の童話など

第4学年	・音声によるコミュニケーションに慣れ、文字にも親しみ、慣れる。 ・外国人のものの見方や考え方、価値観などを理解する。	学校紹介、授業、時間割り、クラブ活動、給食、時刻、電話、夏休み、旅行、自然、料理、レストラン、物語など	外国人の好きなスポーツ、外国の習慣、キロとマイル、センチとフィート、世界の文字、外国の物語など
第5学年	・文字をも活用してコミュニケーションの充実を図る。 ・外国の文化と日本の文化を比較し、類似点や相違点を理解する。	町の紹介、店、建物、乗物、道案内、四則計算、数、病気、病院、図形、温度、物語、劇、歌	ジェスチャーの違い、外国の学校生活、夏休み、冬休みの過ごし方、世界の料理、各国のお金の単位など
第6学年	・音声や文字を総合的に活用して、コミュニケーションを図る。 ・外国の文化と日本の文化を比較し、類似点や相違点を理解する。	日本文化紹介、地震・津波、職業、姉妹都市、招待、時差、通貨、外国訪問、ホームステイ、スピーチ、物語、劇、歌	時差、ホームステイのマナー、外国での病気と医療、外国の衣服・靴のサイズ、日本の伝統文化・行事など

【中学校】

全学年「総合的な学習の時間」または「選択教科」を35時間削減し、「外国語科」の授業時数を35時間増加して140時間とします。

なお、拡大する時間では、自分の価値観だけで判断せず、国によって感覚の異なる相手の立場を理解したうえで、情報や意思を伝え合う能力を育成するため、英会話やスピーチ、討論などを行います。

中学校における特例措置による教育課程編成の標準時数

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科等に充てる授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0 ～ 30	35 ～ 65	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	15 ～ 85	35 ～ 105	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	70 ～ 165	35 ～ 130	980

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

教育特区校における事業実施

初年度は、区立小・中学校の中から教育特区校として小学校8校、

中学校 7 校を指定し、本事業を実施します。

その後、3 年以内に、教育特区校での成果を踏まえながら、全校に拡大します。

なお、小学校における「国際科」については、週 2 回の 45 分授業を行うことを基本としますが、学校の実情に応じて週 1 回の 45 分授業に 1 日当たり 15 分のモジュール単位の授業を組み合わせるなどの弾力的な対応を図ることができるものとします。

小学校英語教育指導指針及び教科書、教材の作成

小学校英語教育において、児童の発達段階を踏まえた実践的なコミュニケーション能力の育成を図る上での目標や内容を明確にするため、平成 17 年度に独自の小学校英語教育指導指針を作成します。また、指導指針に基づいて、港区の地域特性を生かした独自の教科書及び教材を作成します。さらに「国際科」の評価方法や評価基準についても作成します。

なお、平成 18 年度の事業開始後 3 年間評価検証を行う中で、小学校における英語教育と連携を図り、より充実した中学校英語教育にするため、小・中一貫の英語カリキュラムを作成します。

一部教科におけるイメージ教育の導入

教育特区校の中からさらに 1 校を研究校として位置付け、一部教科を英語で行う部分イメージ教育を導入することを検討します。

(4) 特例措置の必要性

近年、国際社会とのかかわりは日常的な生活の中にまで及んでいます。このような社会において、現在の世界の共通語である英語について早期の段階から教育を行うことにより、国際コミュニケーション能力を身に付けることは、国際人を育成するにあたって必要不可欠なことです。

さらに、様々な国や地域の子どもが学校生活の中でそれぞれの生活習慣や文化、考え方の違いなどを学ぶことで、国際コミュニケーション能力とともに国際精神（国際協調の精神）を持ち合わせた人材を育成することが可能となります。

これらを実現するためには、小学校英語教育を実施するとともに、外国人や帰国児童・生徒に日本語教育等を実施し、様々な国や地域の子どもたちと共生できるような学校にすることが理想であるといえます。

このため、小学校に「国際科」を設置するとともに、外国人や帰国児

童・生徒の教育を支援する必要があります。

(5) 関連法等との関係

国際コミュニケーション能力を身に付け、国際精神を持ち合わせた国際人の育成は、教育基本法第1条に規定する「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として」という教育の目的や、学校教育法第18条第2号に規定する「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。」という小学校教育の目標及び同法第36条第1号の「小学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。」という中学校の教育目標に合致するものです。

これらの目的や目標は日本人としての主体性や独自性をもち、そのうえで国際的な感覚を備えた真の国際人育成を目指すことにより達成されるものです。

「生活科」の目標は「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」となっています。「国際科」を学び、国際コミュニケーション能力を育成し異文化理解を深めることにより、港区では身近な存在である外国人とのかかわりに関心をもつことができるようになると同時に、日本人としての主体性を持つなどの基礎を養うこととなります。

また、「総合的な学習の時間」は横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものです。「国際科」は、人と人とが情報や意思を伝え合い、相互に意志疎通を図る手段を習得するとともに、自己の主体性を持ちながら、国際的な視野で物事をとらえ、異なる生活習慣や文化などを理解し、尊重することができるようにするものです。このことは特定の枠にとらわれず幅広い視野で総合的な課題に取り組みを学ぶ場となり、また、港区の地域特性を生かした学習活動を行うものです。